

徳島県告示第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年9月8日から令和9年1月8日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年9月8日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ撫養町店
所在地 鳴門市撫養町黒崎字松島126番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木1148番地の1	森 竜馬

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木1148番地の1	森 竜馬

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年4月19日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,474平方メートル

(6) 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
職員の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり

		収容台数	51台
	駐輪場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		収容台数	8台
	荷さばき施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		面積	50.0平方メートル
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
		容量	8.00立方メートル
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前0時から午後12時まで（24時間）
	小売業を行う者の閉店時刻		
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前0時から午後12時まで（24時間）
	駐車場の自動車の出入口	出入口の数	2箇所
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前0時から午後12時まで（24時間）

2 届出年月日

令和8年8月18日

3 届出及び添付書類の縦覧

- (1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ
- (2) 縦覧の期間 令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- (1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 意見の内容
- ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から 1 月間縦覧に供する。